

# 近世八代海干拓の歴史的特質

～ 八代城代松井氏の海辺開発 ～

内山 幹生

## はじめに

近世以来、八代海北部海辺に大小規模の干拓地が集中し、南部海辺芦北郡にも小規模干拓地が存在する。その八代海北部干拓地群も、実は二重構造的な開発実態があり、その北部干拓地群においても、さらにその中の北半分は、藩庁および手永会所や世襲家老の有吉氏が主導したもの、または複数の村々が連合して開発した郷開がある。そして南半分、すなわち八代城下町を中心にした海辺開発は(球磨川河口域を含む)、八代城代松井氏による御赦免開が大半を占めている。

熊本領の八代海沿岸開発を、面積の視点から総括すれば、八代郡以北は手永や御郡方などの藩庁機関が主導し、八代町域地先は松井氏累代が主導する開発であったといえる。松井氏による御赦免開の展開を辿ることで、近世八代海干拓の二重構造的開発の一方の歴史的特質は明らかとなるだろう。本稿では近世八代郡と八代町周辺地域の開発を実行した松井氏の干拓に焦点を当て、藩庁機関が主として開発にあたった、八代郡北部海辺開発の歴史的推移は別稿に委ねた。

## 第1章 八代平野の周辺環境と松井氏の 新地築造報告

近世八代平野は、下益城郡松橋より八代郡日奈久に至る低平な沖積平野で、その相当部分は大小河川による複合三角州と干拓地から構成されている。球磨川、氷川、砂川などの堆積作用と干拓によって形成された平野というべきか。明治9年(1876)、松井<sup>まつい みつゆき</sup>盈之は、当時の熊本県令安岡良亮より、松井家が旧藩時代におこなった海辺新地築造についての報告をもとめられ、「海辺新地御布達之趣に付御達」を提出した。

### 1 八代郡農業地域の地勢的特色

熊本県では、宇土半島を境に、その北部地域と南部地域に平坦部を抱え、玉名平野・熊本平野・八代平野があり、それらに併行し北部の有明海と南部の八代海



Photo.6 「八代海北部干拓地群」  
『下益城郡・宇土郡・八代郡の  
絵図』熊本県立図書館蔵

沿岸部は、近世以前から続く大稲作地帯であった。県南部を東西に横断している八代市と八代郡は、JR 鹿児島本線と九州新幹線の東側を南北に縦断する国道3号線、九州自動車道を境にして、東側は八代・球磨山地からなる山岳地帯を形成し、宮崎県境へ連続しており、その西側は平坦な土地が八代海へと伸張している。

面積は、東部山岳地帯が最も広く、その一帯は五家荘を含む林業地帯で、耕地と農業の大部分は西側の平野部に集中している。八代平野であるが、この平坦部は北を宇城市と接する砂川と南に八代市を東西に横断する球磨川とに囲まれた水田地帯で、その大半は新旧の時代差こそあれ、湿地が自然陸化した干陸地または海辺干潟を開発した干拓地である。これら平坦地は、その地域的特性から二つの地域に分かたれ、一つは干拓平野と山岳地帯の接する山際（山間部を含む）に属する部分で、これが中間地帯を形成する。そのため、旧八代郡と現八代市は、農業地域として三分割され、西側から平坦部、中間部、山間部の順で把握できる。

第二次世界大戦前の旧市町村部表記では、平坦部に八代市と金剛村、千丁村、有佐村、昭和村と文政村および鏡町と和歌島村の八市町村があった。中間部には、高田村と宮地村に八千把村、竜峰村、吉野村、野津村、宮原町の七町村。そして山間部では、上松求麻村、下松求麻村、種山村、河俣村、下岳村、柿迫村の六ヶ村があった。

## 2 海辺新地築造報告

報告書（「海辺新地御布達之趣に付御達」）には、松井氏の関わった海辺新地が開発年代順に記載され、新地の名称・面積・築造理由・藩庁への許可手続から、開発後の農民への割渡し手続きなど、それぞれの新地個別に記され、末尾には、築造理由などが総括的に述べられている。

- ①細川肥後守光尚は、長岡佐渡守興長（松井興長）の八代城入城後、同城へ赴き、所々を巡見し荒蕪の地とその枝先を興長に給された。
- ②松井氏は八代城守衛について身分不相応の家来を召し抱えている。3万石の知行蔵米をもって5,400石を手取りしているが、家来への扶助米は6,000石余におよび、その財政は甚だ不如意であった。
- ③藩主光尚は、芦北郡を松井家の知行として付け置く考えであったが、松井興長は熊本藩経営の妨げになると考え、八代の球磨川水系の河口牟田を所望したのである。
- ④河口牟田内に新地床を見立て、開発を願うと、所柄を糺され藩庁より支障がないと判断されれば、築造を許可された。
- ⑤新地の築造は、松井家の自己資金と大坂商人をはじめ、地元の作人（農民）らより借入をもっておこない、該地から上がる産穀で松井家財政が立つための補助とした。
- ⑥地租収入について、古い時代のことは物成受払帳簿がなく詳細不明。旧来、松井家内に新地方の一局が存在したものの、天保年間にその局も廃

止され、諸帳簿も所在不明となって確かなことは分からない。

この報告にみられる開発面積の総計は、952町歩余におよぶが、これによって松井氏の名義によって開発された全面積とするには、多少の疑問がある。それは、右総括の⑥で要約した部分であり、原文(写し)には、次の様に記されている。

…且地租収入の儀は年古き儀は物成受拂帳も無之、其上旧来新地方の一局相立置、新開之一部は其局へ取扱せ候處様子有之、天保度其局を廃し諸帳簿之儀、如何成行候や確と分兼申候、且御一新に付ては諸帳反古拂等仕り、要用の帳簿も紛雜仕居申候間、古来申傳、旧記、見覚通申仕候、則御一新之砌諸新地旧藩割印書指出申通御座候事、

以前は、松井氏の家政機関の中に「新地方」と称する担当部局が存在し、新開地関連業務の一部を取り扱っていたが、天保年間に廃されて以来、諸々の帳簿類も散佚した。さらに明治維新によって、残っていた帳簿類も反故として売却されてしまい、重要諸帳簿類も乱れてしまったので、古来からの申し伝えや、松井家旧記や以前からの記憶を辿って報告書を作成したという。

松井家や米田、有吉の世襲家老衆の海辺開発は、その計画段階より藩庁御郡間へ届け出て、役人の出張検査の後に決裁を受ける仕組みになっていた。割印書は、その最終過程に発生する確認書類であるところから、松井氏の開発も御郡間を中心とした藩庁記録(「覚帳」など)を調査することにより、正確なところが把握できるはずである。ただし、松井氏が累代八代城代を勤めた220余年間における30件前後にのぼる開発実績であり、統一的で一貫した関係帳簿の存在がなければ、藩庁記録から真正の開発実態をまとめることも至難のわざである。

## 第二章 新地床と開発権

近世熊本領における「新地床」とは、内陸部もありうるが、主として海辺の新地、つまり干拓新田の創出母体となる開発前の土地(多くは干潟)のことであり、海辺開発の具体的な対象地を指す歴史的な表記である。藩庁より承認された開発権行使によって造成された新地は、御蔵納(年貢)を免除された御赦免開たる性格を有し、開発者資産の形成に寄与することになる。

### 1 新地床

開発候補地として見立てた新地床に開発の手を加えて新地と為し、そこに土地改良を施し耕地化を図った。開発という人的な加工行為の投入対象地であり、自然環境的な類型を見出すことも可能である。大別すると、河海辺の牟田(湿地帯)と干潟に分類でき、それぞれの範囲と域内で多種多様な条件の差異を備えた新地床の存在があった。河口地域には、流砂土によって水底に堆積した土が隆起した、洲(微高地)がある。それは、単独の河川の場合と複合河川の場合とで発達の様子が異なり、潮汐の影響も加味され、形態や規模ともに大きく変化する。また、遠浅の干潟と連続するような地域では、河川



による土砂運搬作用と海流による潮汐作用により、年々発達する洲や干潟という状況が姿をあらわすに至る。

新地床の内容を歴史的表記に捜すと、新地成り以前の来歴をうかがわせる名称があり、有明海および八代海に共通する葭場開や牟田開に潟開などという表記が散見され、それぞれに開発以前の新地床の様子が推測される。つまり、葭の栽植地や牟田(湿地・湿原)および干潟を開発した新地であり、葭場開は八代の河口(日置川・前川・球磨川など)に多くみられる。河口に発達する洲には、総じて各種水辺植物の群生がみられ、腐葉土化した土壌環境にあり、葭などの栽植に適していた。こうした洲の一団が複合三角州であり、広域にわたる河口牟田ということになる。松井氏が拝領した海辺の未開地は、それらに干潟が接続した地域であった。松井家の土地関連史料の中には、「請込牟田」という言葉がみられる。これは、葭の上納を前提として熊本藩より下しおかれた牟田であり、葭場の維持に努めるほか、川下にあたるので滞筋の浚渫など防災上の義務も負っており、相応の管理を必要とする地域であった。

天保7年(1836)の「球磨川河口之絵図」をみると、麦島より鼠蔵島方向に展開する広大な複合三角州の全体に、「山城殿受込葭場洲」の記載があることから、これらは松井氏によって請込牟田として管理されていたことがわかる。「洲」は、洪水などで年々歳々に変化を来す性質の地でもあった。数十年単位での経過をみると、自然陸化していく部分は確実に拡大している。すなわち、コアとなる部分に流砂土が堆積していくことによって洲が成長するからであり、その結果を、「出来洲」と称した。



Photo.7 「松井氏の拝領した新地床」  
熊本県立図書館蔵

牟田に葭を植栽すれば、そこは葭場と称される。葭は、屋根葺き資材、建具や家具、簾・燃料などに利用された重要物資であり、近代以前においては、人々の暮らしと深く関わりを持つ汎用資材であった。松井家の請込牟田から産する葭は、上葭が熊本城御作事所へ上納され、中葭(中級品)は八代城の御作事方や八代御城附衆、松井家の家臣らに配分されている。

葭場は、三角州中の湿原などに設定され、葭のみではなく、七島しちとうや藺草いぐさも栽植され、季節的循環に従いつつ資材生産の場として管理されていた。時として、河川の氾濫などによる土砂堆積の進行や滞筋の自然変更などによる環境変化のため、葭場としての機能を果たさない場所も出てくる。日常的には、付近の農民が葭や七島などの栽植を

管理しており、葭場の実態を身近に把握できる立場にあった。そのような場所は、松井家の家臣を通じ、彼ら農民が開発権を有する松井氏に開発を進言し、実現させたのである。

## 2 開発権と開発動機

熊本領内における海辺干潟や河口牟田の開発は、原則的に松井氏および有吉氏、米田氏という世襲三家老家に特許された権利である。権利付与の理由および所以は、松井氏に代表されるように、主家細川氏が戦国大名から近世大名に変化していく過程における献身的な奉公振りによる。こうした開発権とは、いかなる具体性を有していたのか。開発権付与に対する前提要件は、開発地床（新地床）の存在であり、具体的な範囲設定の必要があった。それらは、ほとんど例外なく蔵入地や御給地などと境を接しており、独立して分離された状態で存在しているわけではない。それらの多くは、既存耕地の末端部分に位置することから、その部分の開発につき灌漑水利や防災などの面で、熊本藩の年貢地（蔵入地・御給地）に強い影響を与えた。

開発権の今日的な理解は、人または機関が、土地を支配して利用する権利である。それは、人や機関による土地に対する支配領域と不可分の性質を持つ。開発権は、土地に対しての対立関係における排他的な領域に適用され、その土地に対する支配を他者に対して対抗しうることがなければ、開発権の権利としての性格はありえない。しかし一方では、排他的に対抗しながらも、他方では相互に承認しあうという社会的な関係があり、それも開発権の本質とみてよいだろう。

近世の熊本領における海辺干潟開発権の内容も、基本的には、この理解で説明できる。世襲三家老に特許された海辺干潟周辺の開発権は、新地床の拝領が前提となる。順序として、地床たる海辺湿地や干潟拝領がなければ、開発権の実体そのものもありえない。新地床の拝領という事実の上に、開発権なる資格と能力が付与されるのであり、望んだ場所を自由に開発できる普遍的な開発権利実体があるわけではない。

新地床の拝領から開発権特許までの流れをみると、松井家の事例では、海辺開発の初発が明暦元年（1655）に築造された松崎新地34町4反9畝、および海士江新地13町1反1畝であった。松井興長の八代城入城の2ヶ月後、正保3年（1646）10月、藩主細川光尚は八代城に赴き、城下近傍の所々を巡覧した。これに随行した八代城代松井興長は、八代城北方の松江と海士江両村付近を案内の途次、眼前に広がる海辺葭原の開発許可を願い、承認を得ている。この場所は、その後、9年を経過した時点で着工され、松江村の堤防（松崎新地）1,000間余は4日間で、同じく海士江村の堤防（海士江新地）500余間は2日間という極めて短期間のうちに築造された。

## 第三章 松井氏海辺開発の展開

松井家による海辺開発の初発は、明暦元年（1655）の松崎新地および同年

の海士江新地である。これらの新地は、事前の周到な準備作業がなされていたものとみられるが、記録によると2～4日間の施工で築造成ったとされており、これらはもちろん今日的な潮留工程を伴う干拓ではありえない。潮入りの少ない海辺湿地帯で、干陸化の様子を注視しながら開発候補地を見極め、八朔潮の侵入を防ぐ程度の土手(土堤防)を設置し、堤防内の排水を継続しながら耕地化を図るという土地改良的要素を備えた開発であった。

### 1 初期開発の特色

河海辺湿地帯の干陸化は、河川による排出土砂の堆積作用、あるいは潮流による土砂の運搬や堆積、そしてそれらの相乗作用によって確実に進展する。このことは、耕地拡大に結びついて農業生産面で有利に作用することもあれば、致命的な結果を招くこともあった。河口域に干陸化する地域があれば、その周辺低地に湿潤化する地域が出現する可能性もある。水は、必ず低地へ移動し土中を伏流するからで、川下における築堤を伴う開発は、排水の面で大きな障害となる場合があり、既存の水田を深泥田に変える危険性があった。

松井氏は、正保3年の八代城入城以来、八代城下町を支配し、それまで玉名郡を中心にしてきた知行地を八代近辺に移していった。当時の八代地先海辺湿地の実態は、八代町の西方に干潟や沼地と若干の葭牟田があり、南方には球磨川本流や支流などの河口域に、広大な葭牟田が展開していた。複合河川化して洪水のたびに流路が変わる不安定な地域で、部分的に葭の栽植地となっていたが、葭の生育が悪くなってきた所など、水抜き工事などの簡単な土地改良工事を施工することで畑にすることができた。表向きは極荒地や草牟田扱いにされている場所でも、その実態は、部分的ながらも耕地化の進展がみられたのである。

こうした耕地を、政治的権力をもって潮除け塘を設置して囲い込み、百姓仕立てをおこない、新田の村立てを図っていく。近世初期には、河口牟田などの湿地帯において、自然環境の変化(干陸化の兆し)を見計らい、周辺農民による無秩序な小規模零細の開発が進行していたが、松井家中による管理活動により次第に秩序だった開発になっていった。明暦年間より元禄年間に至る50年前後の間は、このような開発形態が主流である。また、佐賀領や柳河領にみられるような、「搦み」や「<sup>しがらみ</sup>柵」立てによる長期にわたる新地床造成の努力もなされていた。

安永7年(1775)、古閑村海辺の柵工での新地床造成事例があり、「八代郡古閑村之海辺、百年以前此方之開場ニ見立、棒杭等立置き候処、近年甚地高ニ相成候ニ付、新田致開発筈ニ付、及見分候処ニ至極宜場所にて田畑塩浜も出来申候」という状況がみられた。杭や柵に搦みつく潟土によって地高を増し、100年を経て一帯が干陸化し浜菜が自生するようになる。松井家に開発承認された干潟や牟田の中には、荒地や永荒地でも、実態は、自然陸化した洲や牟田の中に蚕食的な小規模開発があり、検地高入れ未済の耕地が存在し領主の意に添わない無秩序な開発があった。初期海辺開発の目的は、小規模



開発地の一団に堤防を巡らして保護し、その後、高入れをして年貢(徳米)収入を得ることになった。堤防設置で海水の浸透をある程度抑制することができ、土地改良の実もあがり、堤防内側の開墾と耕地化が、より容易になるというメリットを追及したのである。

## 2 開発の時代的特性

松井氏による河海辺開発の画期は、その開発意図や開発趣旨の変遷をみることで明らかになる。その意味で松井家記録抜粋「海辺新地御布達之趣に付御達」(別称「明治九年記」)は、重要な示唆を与えてくれる。具体的には、個別干拓地の成立要素を時系列で見直すと、各時代の特性が浮かび上がる。また、それぞれの開発地をみると、領主と領民側のいずれにも視点を置く必要がある。領主たる松井家の視点からは、具体的な開発動機として、たとえば焼失武器の再調達や学校運営資金の調達などを確認できるが、全ての海辺開発は、基本的に松井家の公私にわたる財政支出を補完する目的であった。海辺開発開始後、しばらくの間は知行所村々の余剰人員に、家居や農具に粮物、種子などを与え、仕立百姓として入植させており、領民の視点からみると、窮民救恤の色彩もあり社会政策としても機能している。財政強化と窮民救恤という二つの目的を持った開発は、明暦元年(1655)の松崎新地、同年海士江新地、明暦2年古閑新地、寛文8年(1668)古閑新地築添、延宝元年(1673)高子原新地など、八代城の近辺に多くみられた。

近世中期にさしかかると、開発領域は八代城の南方球磨川河口域におよぶ。そこは葭牟田と総称される松井家の請込牟田であった。球磨川とその支流の最下流域にあたり、葭や七島などの自生する広大な湿地帯で、河川の氾濫によって最も影響を受ける地域である。一帯は、請込葭場として管理され、自生する分の他にも葭や七島の栽植がなされ、それらは重要な資源として位置付けられていた。河口域の葭牟田や草牟田は、洪水による流路変更や運搬土砂の堆積などにより、数年間ほどの比較的短期間のうちに様相が一変することも珍しくない。洪水の結果、洲に土砂が堆積して地高になったり、濘筋が移動して干陸化するなど、葭の植生に悪影響を与えることになる。そうした土地が、数町歩単位でまとまってくると、周辺農民らは松井家に開発を働きかける。その初発が元禄2年(1689)植柳古開で、以後元禄12年、15年と、葭立不良の理由でその隣接地が築添開発されていった。八代城近辺の古閑新地も同様の理由で洲高が進行し、宝永2年(1705)・同4年・宝暦3年(1753)、そして寛政年間と、逐次開発されている。

八代平野の大半は、大小河川の複合三角州および海辺干潟を開発して成ったものである。河口と干潟の外縁部は、その環境変化(自然干陸化や干拓)や政策の変更に伴い、休止期はあるものの継続的に開発され海岸線は西へ向かって移動していく。その過程で排水不良を起こし、より外縁に新地を開発しなければ解決できない時期が到来する。近世の海辺干拓は、干潮時に樋門を開放して干拓地内の悪水を排出する自然排水の方式をとっていた。干潟の発達

が著しく、干拓新地が次々に造成されたところでは、各々の干拓地の先端部分が、江湖（悪水溜）となり、それに接する堤防の外側に潟土の堆積が間断なく進行していく。国土地理院一万分の一地図から同じ標高点の分布を結び、八代地先の干拓地断面を想定すれば、旧干拓地の堤防外縁部（新干拓地の一部）から、新干拓地の堤防に向かって、極めてなだらかな勾配で傾斜し、低下していくことが分かる。

干拓地が、海に向かって重層しながら造成されていく場合、極端に言えば、同様の勾配で海側に傾斜した干拓地が、いくつも連続して存在することになる。干潟に潮除け堤防が設置されるたびに、その外側には。潮汐作用による潟土の堆積が繰り返され、その結果、自然排水に頼った近世においては、効果的な排水が困難になり、湿田化が進行する事態となって干拓が干拓を呼ぶという局面をむかえる。湿田化した新地の堤防外を新たに開発すること、つまり、湿田化の地先を干し上げることによって、当該湿田地の水を吸収させ、その結果、湿田地帯は乾田化していく。これは、干拓地の抱える構造的な問題であり、負の循環と呼ぶべき特性を胚胎していた。松井家の開地では、近世中期からこの構造に起因する開発が散見されるようになる。請込牟田の開発など、実質的には土地改良的な目論見と防災の要素を含んだ開発であり、同様の構造にほかならない。

#### 第四章 海辺開発にみる松井家開の特異性

松井氏の干拓は、その全てが自己の知行所地先に限定されているわけではない。場所により熊本藩の年貢地と境を接している場合もある。新規に開発される地床は、干潟や河口牟田を問わず、蔵入地や御給地の外縁部に分布しており、水利の面でも、その末端に位置していた。こうした立地で相互に独立した開発が継続的に実施されていく場合、新しい開発地の堤防は、防災や水利の見地からしても、旧来既存の干拓地堤防と協働するような配慮をして築く必要がある。この点は、有明海や八代海の干拓地のみならず、何処の海辺干拓地においても、基本的な認識として尊重されなければならない。

##### 1 八代郡干拓地の存在形態

八代海の干拓地では、汀線に直交する堤防を縦塘たてども、平行して潮汐運動に正面から相対する堤防を横塘と呼び、潮除塘ともいう。干拓地は、その保全上から基本的に、「コの字型」の堤防で囲まれる場合が大半であった。もちろん地形に沿った施工が必要とされるので、三辺の長短割合や曲線の採用など、任意に変形された形状となるが、いずれにしても縦塘と横塘の組み合わせで構成される。八代地先では、干潟にせよ河口の湿地帯にせよ、広大な開発地床を部分的に干拓して行かざるを得ないので、結果として西方（八代海）に向かって大小さまざまな逆コの字型干拓地の集合体が生ずることになった。

近世干拓地個々の外観は、土手と石手の混淆したものであり、同一干拓地内における堤防においても、部分的に入り交じって造成される場合もある。



近世初期の段階では、一般的に中世以来の土手築で施工され、時代の推移に従い石手（石垣）の堤防へと変化していった。それは、開発予定地における葎の繁茂した部分と潮汐により露出する干潟部分との割合や、時代とともに開発対象地域が汀線方向に、あるいは汀線上へと漸進していくからである。その結果、比例的に増大する季節風や波浪による堤防破壊の危険性を回避するためであった。

熊本領内における干拓地の存在形態は、開発主体の異なる大小干拓地の集合体であるが、水利の部分を除けば一所完結の耕地として個別の機能的な独立性は高い。したがって、このような存在形態のゆえに、それらを維持するためには、各々の縦と横の堤防による相互連携に、主として後発の干拓主体が施工上の配慮をしなければならない。一例を挙げると、隣り合った干拓地の縦塘を隣接する異なる主体による干拓地が縦塘として利用する場合がある。干潟干拓の開発段階を追っていくと、細胞分裂的に拡大していく様子が見え、その過程では既存の堤防となんらかの関係性をもって接続せざるを得ない。このケースは、縦塘のみに限定されるわけではなく、横塘すなわち海渚第一線堤防については、安全上の問題が大きいので一層の注意を要する必要がある。

松井氏の開発した干拓地において、藩庁や手永、郷村および給人などによる干拓地と境を接しているところは比較的少ない。これは拝領地として松井家に開発を特許された新地床が、それぞれ大小河川に挟まれた一団の土地であったことを示し、その境域内の開発に限定されていた結果とみられる。かかる拝領地内に一定範囲の地床を開発する権利を付与されたもので、その広大な新地床の中で、開発可能な条件を備えた地域の有無が工事着手の動機となった。そしてそれは、洪水などの自然作用により、さらに増大する性質を有する。河川からの排土堆積や堤防外に潟土が堆積するからである。そのため地床は次第に地高となり、放置しておく隣接する土地の排水不良を引き起こす。排水路の開削や浚渫、時期を待って干拓するなどの対策を必要とし、干拓が干拓を呼ぶという負の循環的開発サイクルに陥ることになる。

## 2 高子原新地の築造

開発主体の異なる堤防が錯綜した状態の中で、強風雨や高潮などにより塘切れなどの堤防損壊に至った場合、場所によっては、その復旧工事を誰がどこまで負担するかの問題も生じてくる。松井氏の場合は筆頭家老家という特権的な地位によるものか、干拓地の維持に関わる件で、手永・郷村・給人などとの複雑な問題はほとんどみられない。しかし、藩庁との関係でみると、長い年月の間に同家の御赦免開に至る経緯や由緒が、藩庁において忘却あるいは過小に評価されるという一面がみられた。他方、松井家においては開発の由緒にこだわり、それが自己肥大的に解釈され、当該新地の維持や修復に関して混乱を来した事例も散見される。藩庁と松井家との相剋という視点から、高子原新地の塘筋（堤防）修復の問題をみておく。

高子原新地築造の直接的な契機は、八代城天守に備え付けられた武器類が落雷によって焼失したため、それらの再調達および建造物の修復資金を得る目的から築造された。明治9年(1876)に松井家から熊本県令の命に応じ、提出された海辺新地の築造理由報告にも、その旨が明記されている。その典拠を「先例略記－御開之部」(松井家文書)に捜すと、次の史料が該当する。

一高子原御開、直之公御代延宝元年癸丑二月より同十一月迄ニ成就、同六年戊午八月五日大風洪水、此節破損数年ニメ過半成就、此開ハ先年雷火ニテ八代御殿主ニ有之候御武具不残焼失仕候故為修覆御願其通ニ被仰付候、延宝二年石垣成就、同五年三月、此時御家司

山本源五左衛門

向後修覆御郡奉行支配ニ相定候、御奉行 後藤小左衛門  
知行奉行坂井半右衛門

寛文12年(1672)2月、八代城は雷火によって天主櫓をはじめ諸楼閣・兵器・火薬を焼失した。延宝元年(1673)11月高子原新地を起工し、翌2年には石垣築造が成就したとされる。その後、延宝5年3月以降より堤防修復は、御郡奉行の支配と定められた。この新地は松井氏の御赦免開であり、堤防などの日常的な維持管理はもとより、洪水や高潮などによる損傷の際も、開発者自身が修復に努める義務があった。しかし、その後、当該新地の堤防修復については延宝5年3月以降、御郡方奉行の差配に委ねられるようになる。その理由は、松井氏が八代に配置されたことに関係していた。

本新地の築造理由は、松井家の報告によると、八代城の諸櫓と武器庫の焼失にあたり、新地の物成を復旧原資として充当するためであった。一方、同じく「先例略記」安永2年9月の記事は、より構造的な理由を掲げている。

…然処前々右開地奉願候趣意は先祖佐渡え八代御城被遊御預候以来、相応之人馬をも蓄置不申候ては難相成筋ニ候処、筑後代ニ至り甚勝手向差支年々取續方及難儀候付、為後年高嶋海辺ニテ新地築置之儀奉願候処願之通被成御免、延宝元年より右之新塘築懸り、一旦築留ニ相成高子原村仕立申候、

松井筑後(直之)の代に甚だしい財政難に陥り、八代警衛の維持が成り難いので高嶋海辺に新地築造を願い出て、その産穀を人馬備の経費として支弁するべく、延宝元年開発に取り掛かり、高子原村を仕立てたと記されている。高子原新地の開発は、八代城の武器庫が焼失する以前に企画されていたとみるべきであろう。

### 3 堤防修覆をめぐる藩庁との確執

松井家史料「先例略記－御開之部」にみる御開とは、松井佐渡(興長)の代に、藩主の格別の計らいにより拝領した新地床を開発したという意味で、感謝の意を込めて「御開」と称したとみられる。したがって、この史料にみられる「御開」という表記の大部分は、藩庁による新開地を意味する御開ではなく、松井氏による御赦免開のことである。「先例略記－御開之部」は、松井家に伝来する様々な記録類から海辺開発に関連する記事を集めて整理したも

ので、明暦元年(1655)より安永5年(1776)までの記事が記載されている。日記類・万留帳・各種の覚などに依拠しており、特に藩庁との関連においては、後年になるほど松井家拝領地に関する権威づけの様子がうかがわれる。これは、藩主の権威を身近に置き、堤防修復や災害復旧などを自家に有利に運ぶ算段からと思われ、藩庁や閣僚との駆け引き場面では有効に作用した。

本新地の堤防修復につき、松井家と藩庁の間で時おり確執が生じている。安永元年(1772)7月、強風雨により波が高く高子原新地の潮除堤防数ヶ所と石井樋が破損した。村方より御郡方へ急報したが、八代郡代が他出しており夫方のみでは急ぎの復旧普請に取り掛かる事ができない。そのとき郡代は、八代郡鏡御新地(御郡間開)の破堤現場に出動中であり、復旧の指揮を採っていた。松井家の家老木付左角は、高子原新地も対応が遅いと大事に至るので村方の意向を受け、鏡村に郡代を訪ね、至急の普請を要請したところ、もともとということで承諾されたが、鏡御新地の堤防破損は総計600間におよび、本方の田地に支障があるので野津・種山・高田の三手永に出夫を命じたという。藩庁御郡間開を差し置き、高子原の潮留着手はでき兼ねるということである。

松井家では、藩庁御郡方からの急ぎの修復は困難とみて、高子原・松崎両村から出夫させ、さらに両村のあらゆる藪や塘筋に植栽された蘆や常磐茅、青葙などを堤防の詰め草として切り寄せ、八代町から加勢夫を動員して急遽、潮留することにした。7月5日に至り、井上郡代より木付左角へ書状が来て、出夫の件は野津手永管内で手一杯なので要望に沿えない旨を言ってきた。藩庁の対応に対し、松井家では業を煮やしたのか、7月10日に至って担当郡代を越えて藩庁機密間佐式役中津佐左衛門へ書信を送った。その内容は、高子原新地は松井主水(営之)にとって大切至極の場所で、被災したまま放置しておく、隣接する本方の田畑にも潮が差し入り大事に至るといい、結論は先例のごとく御郡間より高田手永の村々へ潮留普請を命じられたいという主旨であった。その後ほどなくして堤防修復は、一通り御郡方主導で願いのとおり実施されたが、小破した部分は手を付けられなかったようで、この部分の普請を要請するも年内の進展はみられない。

翌安永2年春、八代郡代仁田市郎左衛門は、松井家の家司西垣太右衛門と同山本武右衛門に対し、内々で高子原新地の由緒書を拝見したいと申し入れたが、拒否されている。2人の家司は、仁田郡代の申し入れにも構わず、「何卒急々にて右潮留所其外損所之分不残御修覆被仰付候様、宜敷奉願候」と、同年4月5日付で仁田郡代へ連名の書状を送った。同時に、別紙で高子原新地の由緒等を書き送っており、それには、正保3年(1646)松井興長と細川光尚に始まる干潟拝領の一件から、延宝6年(1678)8月の風災による堤防破損に対し下された細川綱利の御意まで、詳しく綴られていた。そして、最後には以下のように結論し、決着を迫っている。「…其右衛右之通自余之開所と違、格別思召之旨を以被為拝領置候御訳も御座候得は傍以是迄之通後年迄御



郡方御普請にて被指置被下候様ニ有御座候度奉存候」。この要請は、結局受け入れられなかった。藩庁の言い分として、御家中の開塘は開主より修復すべきであるという原則論があり、公私の新地が錯綜しているところでは、御赦免開と藩庁の開を各々の関連する塘筋割合で相互に負担することで一応の決着をみている。しかしこの問題は、その後も建馬新地や敷川内御新地の堤防普請でも、数度にわたって再燃した。

### おわりに

松井氏に特許された海辺干潟や河口牟田の開発は、主家たる細川氏が、戦国大名から近世大名に変化していく過程での献身的奉公に対し報いる意味で承認された、との理解が一般的である。一面の真実であるが、具体的で現実的な理由とは思えない。松井氏が広大な河口牟田(葭牟田)の請込を願い、開発地床たる干潟を拝領するについては、極めて現実的で切実な理由があった。八代城代に就任した後、八代守衛任務のため、身分不相応の家臣を召し抱える事態となり、松井氏3万石の知行蔵米のうち手取分5,400石のところ、家臣への扶持米は6,000石にものぼり、財政的に成り立たなくなっている。芦北郡を知行所として付け置くという藩主細川光尚の意向は、藩の財政の実態より判断して支障が多いとして断り、代わりに海辺新地開発の母体たるべき八代の河口牟田一帯の請け込みを願って許可された。域内の一定部分に開発権の承認されうる基本的な境域が設定されたのである。

### 【参考文献・史料】 順不同

- ・農林省農務局編『旧藩時代ノ耕地擴張改良事業ニ関スル調査』(1927)。
  - ・本田彰男『肥後藩農業水利史』(熊本県土地改良事業団連合会1970)。
  - ・上妻博之「肥後藩災害損耗誌」(『熊本史学』18号1956)。
  - ・内山幹生「八代城代松井氏の海辺開発」(『熊本史学』87・88号2007)。
  - ・熊本県編『熊本県史年表』別巻一(熊本県1965)。
  - ・森田誠一『近世における在町の展開と藩政』(1982山川出版社)。
  - ・鎌田浩『熊本藩の法と政治』(創文社1998)。
  - ・犬塚安太「肥後新田方口上書」(天草郡教育会『天草島鏡』1913)所収。
  - ・「天保七年 球磨川河口之絵図」(熊本県立図書館蔵)。
  - ・「敷河内御会絵図(写)」(崇城大学図書館蔵)。
  - ・「塘筋全」明和九年安永改元日記之内七月十日(松井家文書 熊本大学附属図書館蔵)。
  - ・「請新地一紙書抜」(成松孝滋家文書 熊本市城南町民俗資料館蔵)。
  - ・「肥後国絵図(元禄絵図)」(熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵)。
  - ・「強風高潮之節海辺塘切之図」(熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵)。
  - ・「八代郡八代町の絵図」(熊本県立図書館蔵)。
  - ・「宝暦以来御勝手向御繰合之御模様大略調帳」(熊本県立図書館)。
- その他。